

長時間労働削減推進本部設置規程

平成 26 年 9 月 30 日
厚生労働大臣伺い定め

(目的)

第 1 条 長時間労働削減推進本部設置規程は、「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるとともに、平成 26 年 6 月 27 日に過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）が公布され、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっている中で、長時間労働対策についての取組を総合的に推進することを目的とする。

(設置)

第 2 条 長時間労働対策についての取組を総合的に推進するため、厚生労働大臣は、厚生労働省に、長時間労働削減推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、本部長代理、事務局長及び構成員をもって構成する。

- 2 本部長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 本部長代理は、厚生労働副大臣及び厚生労働大臣政務官をもって充てる。
- 4 事務局長は、労働基準局長をもって充てる。
- 5 構成員は別紙の職にある者をもって充てる。
- 6 本部長は、必要に応じ、本部に関係部局の職員の参加を求めることができる。

(過重労働等撲滅チーム)

第 4 条 本部に過重労働等撲滅チーム（以下「撲滅チーム」という。）を設置する。

- 2 撲滅チームに、主査及び構成員を置く。
- 3 主査は、大臣官房審議官（労働条件政策担当）をもって充てる。
- 4 構成員は、関係部局の課室長から、主査が別に指定した者をもって充てる。
- 5 主査は、必要に応じ、撲滅チームに関係部局の職員の参加を求めることができる。
- 6 主査は、必要に応じ、構成員及び関係部局の職員に対し、特定の課題についての調査及び検討を求めることができる。

（働き方改革・休暇取得推進チーム）

第5条 本部に働き方改革・休暇取得推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置する。

- 2 推進チームに、主査及び構成員を置く。
- 3 主査は、大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当）をもって充てる。
- 4 構成員は、関係部局の課室長から、主査が別に指定した者をもって充てる。
- 5 主査は、必要に応じ、推進チームに関係部局の職員の参加を求めることができる。
- 6 主査は、必要に応じ、構成員及び関係部局の職員に対し、特定の課題についての調査及び検討を求めることができる。

（庶務）

第6条 本部の庶務は、労働基準局総務課において処理する。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年9月30日から施行する。

別紙

大臣官房総括審議官（国会担当）

大臣官房審議官（労働条件政策担当）

大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当）

安全衛生部長